

令和6年度第10回教育研究評議会議事要旨

日時 令和7年2月12日(水) 14時30分～16時09分

場所 第一会議室 (Zoom 併用)

出席者 22名

長谷山理事長、穴沢学長(議長)、江頭副学長、片桐副学長、齊藤大輔副学長、尾形言語センター長、プラート CGS グローカル教育部門長、玉井 CGS 産学官連携推進部門長、白田経済学科長、鈴木商学科長、坂東企業法学科長、木村社会情報学科長、岡部一般教育系学科主任、籾本アントレプレナーシップ専攻長、乙政現代商学専攻長、西村教授、中島教授、石川教授、小倉教授、三浦教授、赤塚教授、嘉瀬教授

公欠者 6名

米澤理事・事務局長、齋藤一朗副学長、沼澤副学長、高橋保健管理センター所長、深田情報総合センター長、大津 CGS 教育支援部門長、

陪席者 3名

伊藤監事、柏木監事、布施監事

議事に先立ち、穴沢学長から1月15日開催の令和6年度第9回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

議題1. 教員の採用について

穴沢学長から、審議資料1に基づき、教員の採用について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

議題2. アントレプレナーシップ専攻長の選任について

穴沢学長から、籾本アントレプレナーシップ専攻長の任期が令和7年3月31日を以て満了することに伴い、猪口教授を次期アントレプレナーシップ専攻長として選出したい旨の提案があり、審議の結果、原案どおり承認された。

なお、次期アントレプレナーシップ専攻長の任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間である旨、発言があった。

議題3. 小樽商科大学学則の一部改正について

江頭副学長(商学部長)から、審議資料2に基づき、小樽商科大学学則の一部改正について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

議題4. エクス=マルセイユ大学との相互理解覚書及び学生交換協定更新について

江頭副学長（国際連携本部長）から、審議資料3に基づき、エクス=マルセイユ大学との相互理解覚書及び学生交換協定更新について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

その他.

前回（1月15日）開催の本会議において、構成員から、昨年12月25日に公表された本学元職員の不正行為に係る管理者責任等に関する懲戒処分について意見があったことに関し、穴沢学長から報告があった。

○次回開催について

次回の教育研究評議会は、3月12日（水）14：30に開催する予定である。

以 上